# (4) 船積貨物警備料

平成7年12月1日実施 全日本ワッチマン業協会 TEL 321-7641

### I 適用範囲

この船積貨物警備料金は、船積貨物の警備を行う場合に適用します。

## Ⅱ 料金の種類及び適用方

# 1. 基本料金

(1口につき 単位円)

項目	昼間料金	夜間料金
本船舷門又は巡回警備料金		
本船船艙警備料金	17,535	35,044
艀 運 送 警 備 料 金	17,552	35,077
貨物集積場警備料金	, , ,	,

- (注)① 昼間料金は、8時より17時の間に行った作業に対して適用します。
  - ② 夜間料金は、17時より翌朝8時の間に行った作業に対して適用します。
  - ③ 前半夜(17時より21時の間)のみ作業を行った場合は、夜間料金の5割を基本料金とします。
  - ④ 一昼夜(8時より翌朝8時)の作業を継続して行った場合は、昼間料金と夜間料金の合算額を基本料金とします。

#### (1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次の通りとします。

- (イ) 「本船舷門又は巡回警備」及び「本船船艙警備」は維繋本船の舷門船艙、甲板等船内 において、船積貨物の警備を行う作業とします。
- (p) 「艀運送警備」は艀積貨物(場所は艀溜、荷揚場、本船、船側等)の警備を行う作業とします。
- (ハ) 「貨物集積場警備」はコンテナ・ヤード、ライナー・バース、上屋 (CFS を含む) 及 び野積場等における集積貨物の警備を行う作業とします。
- (2) 各警備作業に要する口数は、その都度委託者と協議の上決定します。

## 2. 割増料金

日曜、祝祭日の作業は、各々の基本料金の3割増とします。

## 3. 作業手配取消の場合の料金

手配取消は、作業開始1時間前までは、基本料金の5割、それ以後は10割を申し受けます。 備考 (イ) 手 配 時刻:作業手配の申し受けは、原則として前日の15時までとします。

(中) 作業開始時刻:昼間作業は8時、夜間作業は17時とします。

## 4. 分担金等

	港湾福利分担金	労働安定基金
昼間	60 円	52 円
半 夜	60 円	52 円
全 夜	120 円	104 円

### 5. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に消費税法に基づく税率を乗じて計算します。 ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

## 6. その他

- (1) 警備作業引受時間帯に前後する関連雑作業については、基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により封印を行った場合は、委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により出張警備を行った場合は、別に出張旅費を申し受けます。
- (4) 天災により警備員の確保が著しく困難なときは、一定の期間を限り委託者と協議の上、料金を決定し申し受けます。
- (5) 基本料金(注)④項について、密航者、上陸禁止監視業務等、特殊警備業務については、割増料金を申し受けます。
- (6) 本料金表に記載のない事項が発生した場合は、その都度委託者と協議の上、決定し申し受けます。